

立川市災害派遣手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の公布による。

立川市災害派遣手当支給条例の一部を改正する条例

立川市災害派遣手当支給条例（平成8年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条</u> <u>第5項</u>の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 32条第1項の規定による立川市に派遣された職員（以下「派遣職員」 という。）の災害派遣手当（以下「手当」という。）の支給について 定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条</u> <u>第6項</u>の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 32条第1項の規定による立川市に派遣された職員（以下「派遣職員」 という。）の災害派遣手当（以下「手当」という。）の支給について 定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。